

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年八月二十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第三十五号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第二十一項第一号事務の欄31中「第四十四条の二第六項」を「第四十四条の二第八項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。